

滋賀労働局発表

令和7年2月3日（月）

担 課 当	滋賀労働局職業安定部職業対策課		
	課長	古川 英一	
	課長補佐	近藤 健治	
	外国人雇用対策担当官 瀧崎 彰一		
	(電話) 077-526-8686		

外国人労働者数は4年連続過去最高を更新

～「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）～

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく県内事業所の外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末時点）を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1. 外国人を雇用する事業所数は2,721事業所で、前年比31事業所（1.1%）減少した。12年ぶりに減少した。
2. 外国人労働者数は24,990人で、前年比199人（0.8%）増加し、4年連続の増加で、過去最高となった。【図1】
3. 国籍別では、ベトナムが7,772人と最も多く、外国人労働者数全体の31.1%を占め、次いで、ブラジル6,125人 24.5%、フィリピン2,563人 10.3%の順となっている。【図2、別表2、別表4】
4. 在留資格別では、「身分に基づく在留資格」が10,424人と最も多く、外国人労働者数全体の41.7%を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」が6,872人 27.5%、「技能実習」が5,871人 23.5%の順となっている。【図3、別表2、別表4】
5. 外国人を雇用する事業所の産業別の状況は、「製造業」が938事業所と最も多く、全体の34.5%を占めている。規模別では、「30人未満」規模の事業所数が1,514事業所で全体の55.6%を占めている。【図4、図5、別表1、別表2、別表3】
6. 外国人労働者数の産業別の就労状況は、「製造業」の事業所の労働者数が11,402人と最も多く、全体の45.6%を占めている。規模別の就労状況は、「100～499人」規模の事業所の労働者数が8,347人と最も多く、全体の33.4%を占めている。【図6、図7、別表1、別表3】

I 趣旨

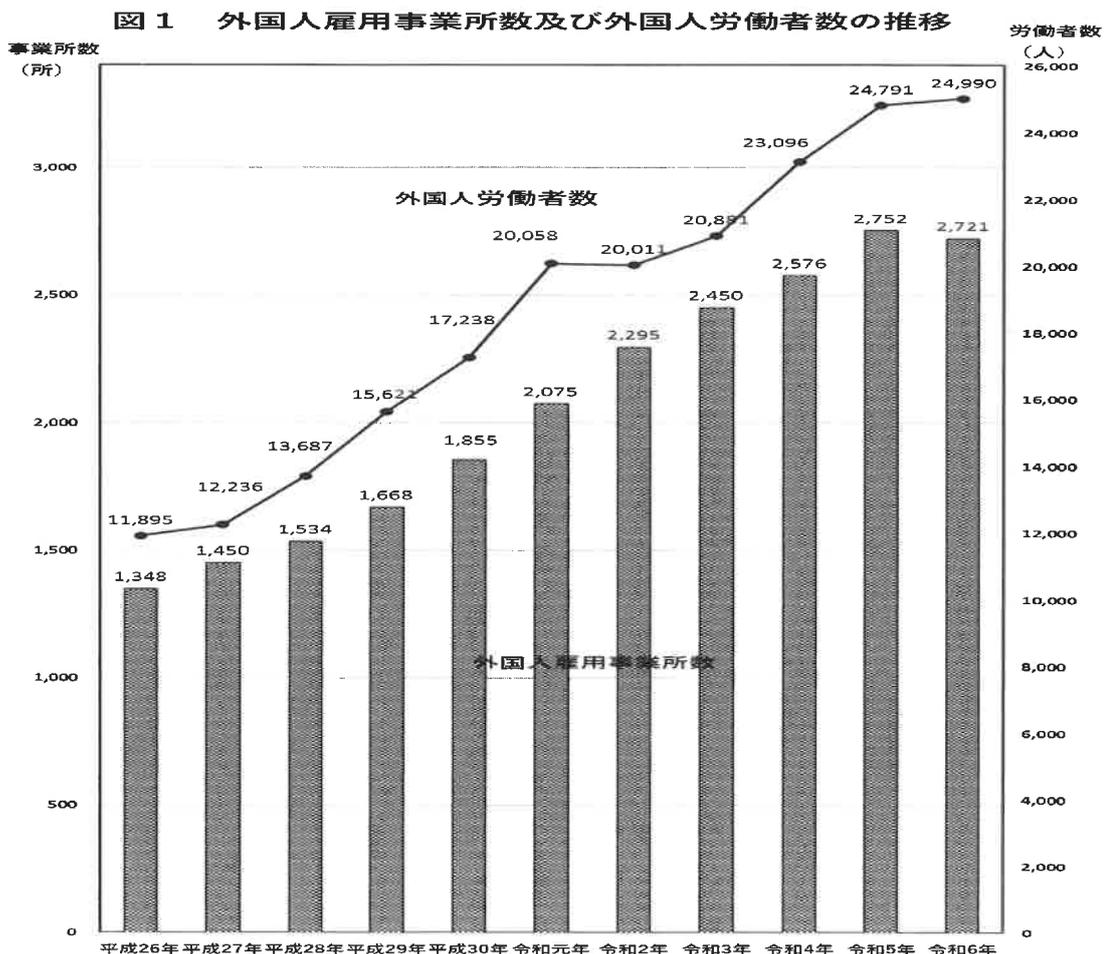
外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言などを行っています。

なお、届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表の数値は、令和6年10月末時点の届出件数を集計したものです。

II 届出状況のまとめ

1 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者の状況【図1、別表1、別表2】

- 令和6年10月末時点で、外国人を雇用する事業所数は2,721事業所、外国人労働者数は24,990人で、前年同期の2,752事業所、24,791人に比べ、31事業所（1.1%）減少、199人（0.8%）増加している。外国人を雇用する事業所数は12年ぶりに減少、外国人労働者数は届出が義務化された平成19年以降、過去最高（4年連続）を更新した。
- このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は371事業所で、当該事業で雇用される外国人労働者数は9,300人となり、外国人を雇用する事業所数全体の13.6%、外国人労働者数全体の37.2%を占め、前年同期に比べ76事業所（17.0%）、974人（9.5%）減少している。

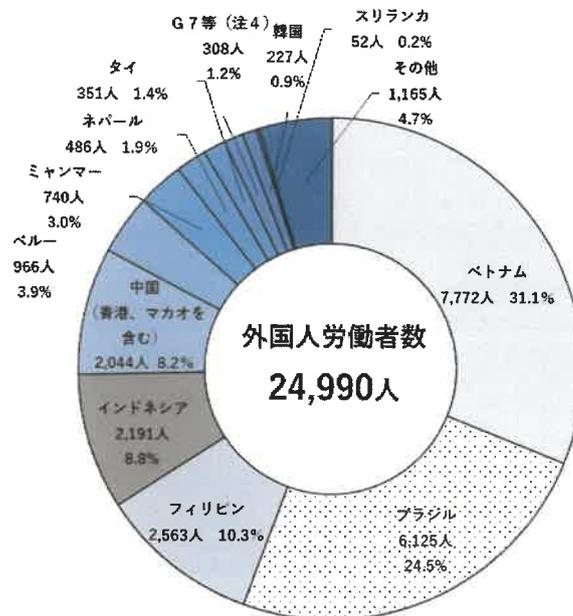


2 国籍別・在留資格別の外国人労働者の状況【図2、図3、別表2、別表4、別表5】

(1) 国籍別にみると、ベトナムが7,772人と最も多く、外国人労働者数全体の31.1%を占め、次いで、ブラジルが6,125人 24.5%、フィリピンが2,563人 10.3%の順となっている。

対前年増加率が高い主な3か国をみると、ミャンマーが292人 65.18%、インドネシアが555人 33.9%、タイが57人 19.4%、それぞれ増加している。

図2 国籍別外国人労働者数の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格^{*1}」が10,424人と最も多く、外国人労働者数全体の41.7%を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格^{*2}」が6,872人 27.5%、「技能実習」が5,871人 23.5%の順となっている。

前年比では「専門的・技術的分野の在留資格」が812人(13.4%)増加、「特定活動^{*3}」が125人(23.7%)増加、「技能実習」が603人(11.5%)増加、「資格外活動」が47人(3.9%)減少、「身分に基づく在留資格」が1,294人(11.0%)減少となっている。

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「特定技能」の外国人労働者数は2,286人^{*4}で、前年比715人(45.5%)増加した。

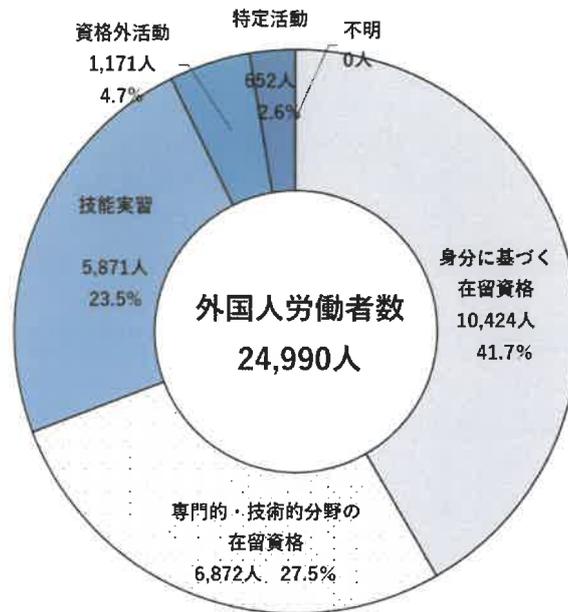
*1 「身分に基づく在留資格」には「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

*2 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が該当する。

*3 在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

*4 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務づけられていないことに留意が必要。

図3 在留資格別外国人労働者数の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは「専門的・技術分野の在留資格」が54.6%（うち技術・人文知識・国際業務が39.6%）と最も高く、次いで「技能実習」が34.3%となっている。

インドネシアでは「技能実習」が69.9%、次いで「専門的・技術分野の在留資格」が23.9%（うち特定技能が20.4%）となっている。ミャンマーでは「技能実習」が40.1%、次いで「専門的・技術分野の在留資格」が28.0%（うち特定技能が23.5%）となっている。タイでは「技能実習」が42.5%、次いで「専門的・技術分野の在留資格」が41.9%（うち特定技能が35.6%）となっている。

ブラジル、ペルー、フィリピン、韓国では「身分に基づく在留資格」が最も高く、それぞれ99.7%、99.2%、63.9%、58.6%となっている。

中国では「身分に基づく在留資格」が37.6%、次いで「技能実習」が24.7%となっている。

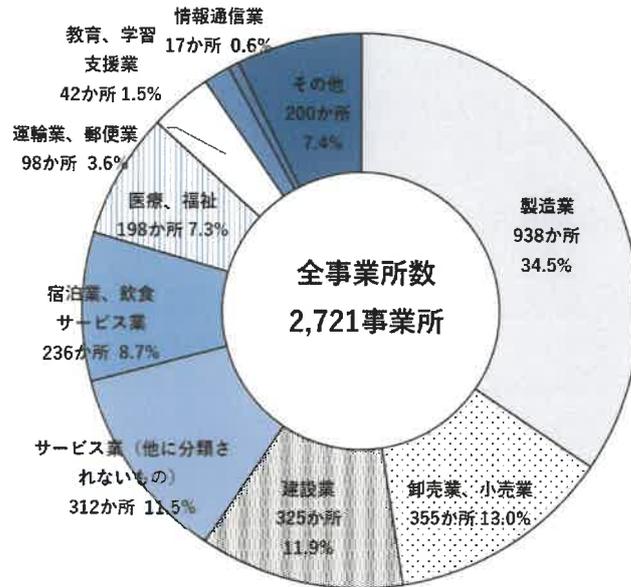
G7等*⁵では「専門的・技術分野の在留資格」が最も高く62.0%となっている。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の状況【図4、図5、別表1、別表2、別表3】

(1) 産業別にみると、「製造業」が938事業所と最も多く、全体の34.5%を占め、次いで、「卸売業、小売業」が355事業所 13.0%、「建設業」が325事業所 11.9%となっている。

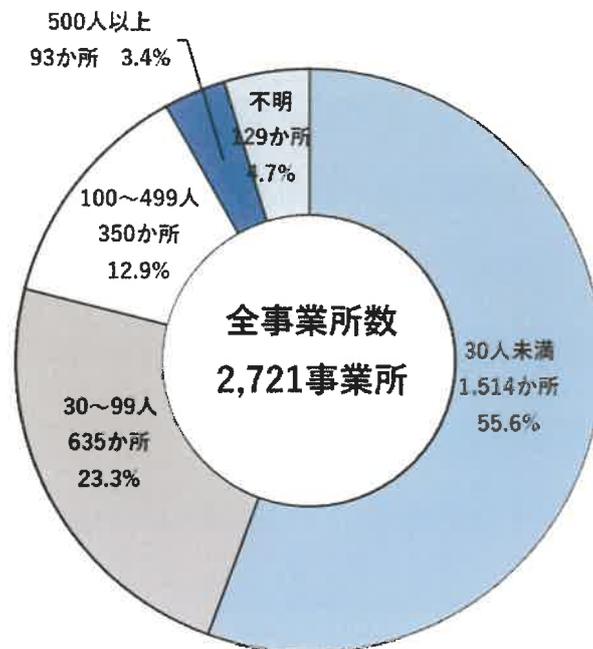
*5 G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

図4 産業別外国人雇用事業所数の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が1,514事業所と最も多く、全体の55.6%を占め、次いで、「30～99人」規模が635事業所 23.3%、「100～499人」規模が350事業所 12.9%となっている。

図5 事業所規模別外国人雇用事業所数の割合

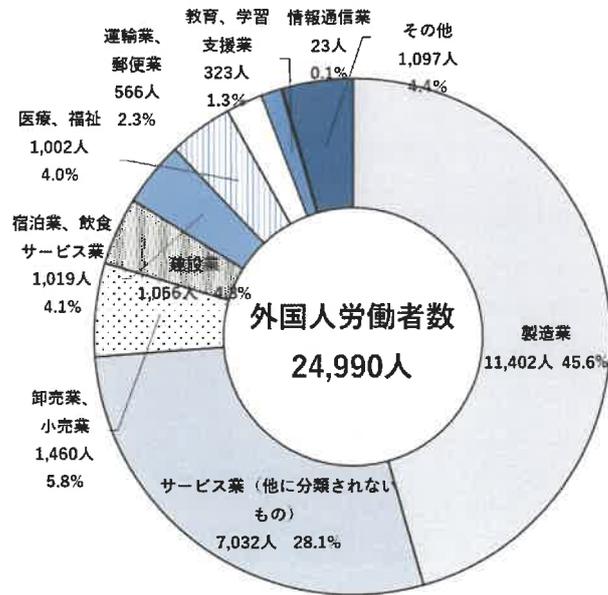


4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の状況【図6、図7、別表1、別表3】

(1) 産業別にみると、「製造業」が11,402人 45.6%、次いで、「サービス業（他に分類されないもの）」が7,032人 28.1%となっており、当該2業種で外国人労働者数全体の73.7%を占めている。

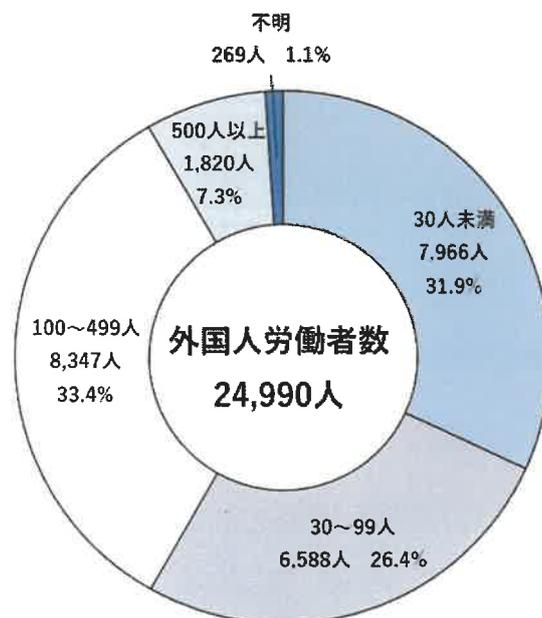
また、「製造業」の外国人労働者数の23.7%にあたる2,697人が、「サービス業（他に分類されないもの）」の外国人労働者数の85.8%にあたる6,036人が、労働者派遣・請負事業を行っている事業所において就労している。

図6 産業別外国人労働者数の割合



(2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「100～499人」規模の事業所に就労する者の割合が33.4%と最も高く、次いで、「30人未満」規模が31.9%、「30～99人」規模が26.4%の順となっている。

図7 事業所規模別外国人労働者数の割合



[別表1] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）

令和6年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	2,721	371	[13.6%]	100.0%	24,990	9,300	[37.2%]	100.0%
A 農業、林業	43	1	[2.3%]	1.6%	235	2	[0.9%]	0.9%
うち 農業	39	1	[2.6%]	1.4%	227	2	[0.9%]	0.9%
B 漁業	0	0	[0.0%]	0.0%	0	0	[0.0%]	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3	0	[0.0%]	0.1%	10	0	[0.0%]	0.0%
D 建設業	325	13	[4.0%]	11.9%	1,066	42	[3.9%]	4.3%
E 製造業	938	140	[14.9%]	34.5%	11,402	2,697	[23.7%]	45.6%
うち 食料品製造業	66	5	[7.6%]	2.4%	1,751	218	[12.5%]	7.0%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	5	1	[20.0%]	0.2%	18	5	[27.8%]	0.1%
うち 繊維工業	70	7	[10.0%]	2.6%	647	244	[37.7%]	2.6%
うち 金属製品製造業	139	18	[12.9%]	5.1%	1,058	166	[15.7%]	4.2%
うち 生産用機械器具製造業	73	9	[12.3%]	2.7%	853	171	[20.0%]	3.4%
うち 電気機械器具製造業	111	30	[27.0%]	4.1%	1,678	879	[52.4%]	6.7%
うち 輸送用機械器具製造業	59	11	[18.6%]	2.2%	1,230	101	[8.2%]	4.9%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	[0.0%]	0.0%	0	0	[0.0%]	0.0%
G 情報通信業	17	2	[11.8%]	0.6%	23	2	[8.7%]	0.1%
H 運輸業、郵便業	98	6	[6.1%]	3.6%	566	23	[4.1%]	2.3%
I 卸売業、小売業	355	7	[2.0%]	13.0%	1,460	26	[1.8%]	5.8%
J 金融業、保険業	5	1	[20.0%]	0.2%	18	2	[11.1%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	16	0	[0.0%]	0.6%	47	0	[0.0%]	0.2%
L 学術研究、専門・技術サービス業	42	11	[26.2%]	1.5%	253	178	[70.4%]	1.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	236	4	[1.7%]	8.7%	1,019	7	[0.7%]	4.1%
うち 宿泊業	36	1	[2.8%]	1.3%	146	4	[2.7%]	0.6%
うち 飲食店	200	3	[1.5%]	7.4%	873	3	[0.3%]	3.5%
N 生活関連サービス業、娯楽業	46	0	[0.0%]	1.7%	169	0	[0.0%]	0.7%
O 教育、学習支援業	42	1	[2.4%]	1.5%	323	43	[13.3%]	1.3%
P 医療、福祉	198	8	[4.0%]	7.3%	1,002	47	[4.7%]	4.0%
うち 医療業	48	1	[2.1%]	1.8%	242	2	[0.8%]	1.0%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	150	7	[4.7%]	5.5%	760	45	[5.9%]	3.0%
Q 複合サービス事業	14	1	[7.1%]	0.5%	35	5	[14.3%]	0.1%
R サービス業（他に分類されないもの）	312	168	[53.8%]	11.5%	7,032	6,036	[85.8%]	28.1%
うち 自動車整備業	25	0	[0.0%]	0.9%	91	0	[0.0%]	0.4%
うち 職業紹介・労働者派遣業	135	113	[83.7%]	5.0%	4,191	3,772	[90.0%]	16.8%
うち その他の事業サービス業	97	48	[49.5%]	3.6%	2,537	2,162	[85.2%]	10.2%
S 公務（他に分類されるものを除く）	23	3	[13.0%]	0.8%	200	69	[34.5%]	0.8%
T 分類不能の産業	8	5	[62.5%]	0.3%	130	121	[93.1%]	0.5%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表2]産業別・規模別外国人雇用事業所数及び国籍別外国人労働者数(滋賀労働局)

各年10月末時点 (単位：所、人)

事業所数	対前年増減比 (%)	外国人労働者数		対前年増減比 (%)
		男性	女性	
令和4年	5.1	23,096	13,045	10.6
令和5年	6.8	24,791	14,072	7.3
令和6年	▲1.1	24,990	14,317	0.8

事業所数

事業所数	対前年増減比 (%)	外国人労働者数		対前年増減比 (%)
		男性	女性	
建設業	2,721	371	447	▲1.1
製造業	325	13	17	13.6
情報通信業	938	140	163	▲4.8
運輸業、郵便業	17	2	7	▲10.5
卸売業、小売業	98	6	10	3.2
宿泊業、飲食サービス業	355	7	10	0.0
教育、学習支援業	236	4	7	▲6.0
医療、福祉	42	1	4	▲4.5
サービス業(他に分類されないもの)	198	8	9	11.9
その他	312	168	183	▲2.2
事業所規模	200	22	37	▲9.5
30人未満	1,514	177	227	2.9
30~99人	635	121	130	7.1
100~499人	350	60	64	2.6
500人以上	93	11	14	▲1.1
不明	129	2	12	▲48.8

注1：各年10月末時点。
 注2：「派遣・請負」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数を示す。
 注3：産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

外国人労働者数

	令和6年	令和5年	対前年増減比	
			派遣・請負	派遣・請負
外国人労働者総数	24,990	24,791	10,274	▲9.5
専門的・技術的分野の在留資格	6,872	6,060	2,186	13.4
うち技術・人文知識・国際業務	3,922	3,722	1,871	5.4
うち特定技能	2,286	1,571	226	45.5
特定活動	652	198	160	23.7
技能実習	5,871	5,266	504	11.4
資格外活動	1,171	310	295	▲3.9
うち留学	578	120	145	▲21.4
身分に基づく在留資格	10,424	5,992	7,129	▲11.0
うち永住者	5,168	2,525	2,886	▲6.0
うち日本人の配偶者等	1,344	740	977	▲20.1
うち永住者の配偶者等	225	134	154	▲3.4
うち定住者	3,687	2,593	3,112	▲14.3
不明	0	0	0	-
ベトナム	7,772	2,547	2,455	10.5
中国(香港、マカオを含む)	2,044	360	472	▲16.1
フィリピン	2,563	868	997	▲0.1
ネパール	486	112	101	12.0
インドネシア	2,191	137	109	33.9
ブラジル	6,125	4,080	4,302	▲12.0
ミャンマー	740	207	122	65.2
韓国	227	32	52	▲21.2
タイ	351	19	20	19.4
スリランカ	52	6	6	▲3.7
ペルー	966	538	651	▲9.5
G7等	308	73	99	▲28.2
うちアメリカ	197	62	68	▲21.8
うちイギリス	25	1	8	▲39.0
その他	1,165	321	388	▲3.4

注1：各年10月末時点。
 注2：「派遣・請負」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。
 注3：①専門的・技術的分野の在留資格には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。
 注4：在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、転職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要。
 注5：在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、ボランティア、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。
 注6：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表3] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）

令和6年10月末時点

（単位：所、人）

事業所労働者数	事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比 (注4)	一事業所あたりの外国人労働者数	
	うち派遣・請負事業所 [比率] (注1)	371 [13.6%]		うち派遣・請負事業所 [比率] (注2)	9,300 [37.2%]		うち派遣・請負事業所 (注3)	25.1
全事業所規模計	2,721	371 [13.6%]	100.0%	24,990	9,300 [37.2%]	100.0%	9.2	25.1
30人未満	1,514	177 [11.7%]	55.6%	7,966	3,199 [40.2%]	31.9%	5.3	18.1
30～99人	635	121 [19.1%]	23.3%	6,588	2,814 [42.7%]	26.4%	10.4	23.3
100～499人	350	60 [17.1%]	12.9%	8,347	3,098 [37.1%]	33.4%	23.8	51.6
500人以上	93	11 [11.8%]	3.4%	1,820	185 [10.2%]	7.3%	19.6	16.8
不明	129	2 [1.6%]	4.7%	269	4 [1.5%]	1.1%	2.1	2.0

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表4] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（滋賀労働局）

令和6年10月末時点

(単位：人)

	全在留 資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格 (注2)			②特定活動 (注3)		③技能実習		④資格外活動			⑤身分に基づく在留資格				⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務		うち特定技能	計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者	うち日本人の 配偶者等		うち定住者	
			計	うち技術・人文 知識・国際業務									うち特定技能	うち永住者		
全国総計	24,990	6,872 (27.5%)	3,922 (15.7%)	2,286 (9.1%)	652 (2.6%)	5,871 (23.5%)	1,171 (4.7%)	10,424 (41.7%)	5,168 (20.7%)	1,344 (5.4%)	225 (0.9%)	3,687 (14.8%)	0 (0.0%)			
ベトナム	7,772 [31.1%]	4,242 (54.6%)	3,078 (39.6%)	1,083 (13.9%)	244 (3.1%)	2,664 (34.3%)	489 (6.3%)	1,333 (1.7%)	59 (0.8%)	50 (0.6%)	8 (0.1%)	16 (0.2%)	0 (0.0%)			
中国 (香港、マカオを含む)	2,044 [8.2%]	536 (26.2%)	314 (15.4%)	123 (6.0%)	39 (1.9%)	504 (24.7%)	197 (9.6%)	768 (37.6%)	578 (28.3%)	127 (6.2%)	34 (1.7%)	29 (1.4%)	0 (0.0%)			
フィリピン	2,563 [10.3%]	369 (14.4%)	85 (3.3%)	232 (9.1%)	73 (2.8%)	443 (17.3%)	40 (1.6%)	1,638 (63.9%)	931 (36.3%)	218 (8.5%)	59 (2.3%)	430 (16.8%)	0 (0.0%)			
ネパール	486 [1.9%]	239 (49.2%)	124 (25.5%)	80 (16.5%)	14 (2.9%)	26 (5.3%)	184 (37.9%)	23 (4.7%)	15 (3.1%)	5 (1.0%)	1 (0.2%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)			
インドネシア	2,191 [8.8%]	523 (23.9%)	45 (2.1%)	447 (20.4%)	59 (2.7%)	1,532 (69.9%)	25 (1.1%)	52 (2.4%)	27 (1.2%)	19 (0.9%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)			
ブラジル	6,125 [24.5%]	10 (0.2%)	7 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.0%)	5 (0.1%)	3 (0.0%)	6,104 (99.7%)	2,653 (43.3%)	709 (11.6%)	79 (1.3%)	2,663 (43.5%)	0 (0.0%)			
ミャンマー	740 [3.0%]	207 (28.0%)	29 (3.9%)	174 (23.5%)	172 (23.2%)	297 (40.1%)	52 (7.0%)	12 (1.6%)	3 (0.4%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	7 (0.9%)	0 (0.0%)			
韓国	227 [0.9%]	67 (29.5%)	51 (22.5%)	2 (0.9%)	3 (1.3%)	0 (0.0%)	24 (10.6%)	133 (58.6%)	100 (44.1%)	23 (10.1%)	2 (0.9%)	8 (3.5%)	0 (0.0%)			
タイ	351 [1.4%]	147 (41.9%)	9 (2.6%)	125 (35.6%)	8 (2.3%)	149 (42.5%)	4 (1.1%)	43 (12.3%)	23 (6.6%)	16 (4.6%)	1 (0.3%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)			
スリランカ	52 [0.2%]	18 (34.6%)	14 (26.9%)	2 (3.8%)	2 (3.8%)	0 (0.0%)	24 (46.2%)	8 (15.4%)	6 (11.5%)	0 (0.0%)	1 (1.9%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)			
ペルー	966 [3.9%]	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.5%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	958 (99.2%)	519 (53.7%)	55 (5.7%)	26 (2.7%)	358 (37.1%)	0 (0.0%)			
G7等(注4)	308 [1.2%]	191 (62.0%)	40 (13.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	11 (3.6%)	103 (33.4%)	55 (17.9%)	41 (13.3%)	0 (0.0%)	7 (2.3%)	0 (0.0%)			
うちアメリカ	197 [0.8%]	148 (75.1%)	16 (8.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (2.5%)	44 (22.3%)	25 (12.7%)	14 (7.1%)	0 (0.0%)	5 (2.5%)	0 (0.0%)			
うちイギリス	25 [0.1%]	11 (44.0%)	3 (12.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (56.0%)	8 (32.0%)	6 (24.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
その他	1,165 [4.7%]	322 (27.6%)	126 (10.8%)	18 (1.5%)	29 (2.5%)	248 (21.3%)	117 (10.0%)	449 (38.5%)	199 (17.1%)	80 (6.9%)	10 (0.9%)	160 (13.7%)	0 (0.0%)			

注1：[]内は、外国人労働者総数(全国総計)に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。()内は、国籍別の外国人労働者数(全在留資格計)に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入して
いるため、合計が100%にならない場合がある。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「実行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事従事者、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表5] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（滋賀労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	特定産業 分野 (注) 計	介護	ビルク リーニ ング	工業製 品製 造業	建設	造船・ 船舶工 業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食用 品製 造業	外食業
総数	2,286	314	68	773	101	24	28	0	10	29	0	803	136

注： 特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（令和6年法務省令第46号）において定められた16分野をいう。
 なお、令和6年9月30日付けで特定技能1号の分野の追加（「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」）及び分野名の変更（「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」から「工業製品製造業」）が行われている。